

マイナンバーの届出にご協力をお願いします

平成 30 年 1 月 1 日から、マイナンバー制度の改正により、銀行には預金口座を個人番号や法人番号（以下マイナンバーと言います）と紐付けして管理する義務が課され、これを預金口座付番と言います。

このため、平成 30 年 1 月以降は、新たに預金口座を開設されるお客さま、及び既に預金口座をお持ちのお客さまで、当行とマル優・証券口座・外国送金等のお取引のないお客さまについても、マイナンバーのお届けをお願いすることになります。尚、既に当行にマイナンバーをお届けいただいたお客さまは、原則として再度のお届けは不要です。

お手数ですがご協力をお願い致します。

また、既にお届けをいただいているマイナンバーを預金口座付番に利用できるよう、当行ホームページにて、[「特定個人情報の利用目的について」](#)を掲載しております。

【マイナンバーをお届けいただく場合の必要書類】

個人のお客さま（①～③のいずれか）

- ①個人番号カード
- ②通知カード + 本人確認書類 ※1
- ③個人番号の記載のある住民票（発行から 6 ヶ月以内のもの）+ 本人確認書類 ※2

※1 顔写真付きのもの（運転免許証・パスポート・運転経歴証明書等）は 1 点
顔写真付きでないもの（健康保険証・年金手帳・印鑑登録証明書等）は 2 点

※2 本人確認書類 1 点（顔写真の有無を問わず）

法人のお客さま（①又は②のいずれか）

- ①法人番号指定通知書 + 本人確認書類 ※3
- ②国税庁法人番号公表サイトの法人情報の画面印刷 + 本人確認書類 ※3

※3 登記事項証明書・印鑑証明書等

以上